

本格的な協議がスタートします！



南伊豆地区1市3町
合併協議会を設置

6月5日、県下田総合庁舎において石井下田市長、櫻井河津町長、鈴木南伊豆町長、深澤松崎町長が「合併協議会設置に関する協議書」に署名を行い、合併についての具体的な協議を進めるための法律に基づいた協議会である「南伊豆地区1市3町合併協議会」が設置されました。



協議書に署名する1市3町の首長

合併協議会設置までの経過

平成18年3月に策定された、静岡県市町村合併推進構想に示された組合せとして下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町での合併に向け、南伊豆地区合併調査委員会を設置し、調査研究を行ってまいりましたが、東伊豆町及び西伊豆町が離脱し、県の構想に沿った合併を推進することはできませんでした。

平成19年12月、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町の市町長間で合併新法期限内に合併を進めることが合意され、南伊豆地区1市3町合併協議会設置準備会を設置。平成19年度内の合併協議会設立を目指し、平成20年2月、各市町議会臨時議会に法定協議会設置議案を上げし、下田市、河津町、南伊豆町では可決、松崎町では否決（3月再上程・再否決）となりました。

5月2日には、松崎町の住民発議による合併協議会設置本請求に伴う法定協議会設置議案を、下田市、河津町、南伊豆町の各市町議会臨時議会で可決、松崎町では否決となりました。

6月1日、松崎町において「南伊豆地区1市3町合併協議会」設置協議の是非を問う住民投票が実施され、賛成多数という結果でした。この住民投票の結果は、合併新法第4条第17項の規定により、議会が可決したとみなされることから、関係各市町議会の議決を受けたことになり、「南伊豆地区1市3町合併協議会」を設置することとなりました。

法定合併協議会とは？

法定の合併協議会は、地方自治法および市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）に基づき、市町村合併の是非を含め合併に関するあらゆる事項についての協議を行う場です。

南伊豆地区1市3町合併協議会は、石井下田市長を会長とし、委員は、各市町の行政および議会の代表者、学識経験者として各種団体の代表者、県職員など25名で構成されています。協議会では、合併の方式や期日、新市の名称などの基本的事項から、地方税や使用料、手数料の取扱いなど市民の皆さんの生活に関係の深い項目まで、さまざまな事柄について協議を行っていきます。

- 南伊豆地区1市3町
合併協議会委員
- 下田市から選出されている委員は次の皆さんです。（敬称略）
 - 増田 清市議会議長（市長）
 - 森 温繁市議会議員（市長）
 - 萩原 聡治商工会議所会頭（市長）
 - 大川 敏雄区長連絡協議会会長（市長）
 - 山下千與子女性（会長）

合併協議会での協議が始まりました

6月25日に河津町役場議場において、第1回南伊豆地区1市3町合併協議会が開催されました。委員に対する委嘱状交付のほか、協議会設置までの経過や規約、規程の制定に関する報告がなされ、続いて、事業計画や予算などについて協議が行われました。



第1回合併協議会の様子

また、合併協定項目の中の基本協議事項のうち、合併の方式については、「新設合併」とすること、合併の期日は「平成22年3月31日まで」とすることが確認されました。

なお、「新市の名称」「新市の事務所の位置」「新市基本計画」については、より深い調査、審議等を行うために設置

南伊豆地区1市3町合併協定項目

基本的協定項目		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26																		
1	合併の方式	9	地方税の取扱い	10	一般職の職員の身分の取扱い	11	特別職の身分の取扱い	12	条例、規則等の取扱い	13	事務組織及び機構の取扱い	14	一部事務組合等の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画
2	合併の期日	10	その他必要な協議事項	11	特別職の身分の取扱い	12	条例、規則等の取扱い	13	事務組織及び機構の取扱い	14	一部事務組合等の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画		
3	新市の名称	11	特別職の身分の取扱い	12	条例、規則等の取扱い	13	事務組織及び機構の取扱い	14	一部事務組合等の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画				
4	新市の事務所の位置	12	条例、規則等の取扱い	13	事務組織及び機構の取扱い	14	一部事務組合等の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画						
5	財産、債務の取扱い	13	事務組織及び機構の取扱い	14	一部事務組合等の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画								
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	14	一部事務組合等の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画										
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	15	使用料、手数料等の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画												
8	地域自治組織の取扱い	16	公社、第三セクター等の取扱い	17	公共的団体等の取扱い	18	補助金、交付金等の取扱い	19	町・字の区域及び名称の取扱い	20	慣行の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	23	消防団の取扱い	24	行政連絡機構の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	26	新市基本計画														

された小委員会に付託することが決定されました。

今後、協議会は、平成21年5月（予定）の合併協定書の調印に向けて、月1・2回のペースで開催される予定となっています。

合併協議の流れ（予定）

